

平成 22 年度第 17 回 税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 12 月 7 日（火）15 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

それでは、ただいまより「税制調査会」を開催いたします。

本日は、まず、民主党税制改正 P T の「主要事項にかかる提言」、「税と社会保障の抜本改革調査会の「中間整理」について伺った後、「個人所得課税」、「資産課税」、「市民公益税制」、「納税環境整備」、「要望にない項目等」、「地域主権改革と地方税制」について、とりまとめに向けた審議を行い、議論の集約を行っていききたいと思います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、まず、民主党においておとりまとめをいただきました「平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言」につきまして、税制改正 P T の中野座長より、御報告をお願いいたします。

○中野民主党税制改正 P T 座長

それでは、民主党税制改正 P T 座長として御報告を申し上げます。

以下のように、主要事項について提言をとりまとめました。

現行の税制は、様々な政策的、政治的配慮等により複雑化し、昨年の大綱でうたった支え合いの税制とはかけ離れた姿になってしまっております。様々な政策的配慮などは本来、歳出で行うべき事柄であります。税制を複雑化させず「公平・透明・納得」の税制を築くべきであります。

グローバル化への対応という意味では、国際競争力維持という視点も重要であります。

そのような考え方の下、提言をとりまとめました。具体的な内容を御紹介させていただきます。

まず第 1 に、納税環境整備についてであります。

民主党は、社会保障充実、不公平の是正、国民の利便性の向上、行政の効率化などの観点から、社会保障・税共通番号制度は早期に導入すべきものと考えており、来年通常国会末までに法案骨子を作成することを求めます。

その他、記述されている提言に沿い、内閣官房の方で具体的な検討を開始されたものと承知いたしております。

第 2 に、個人所得課税についてであります。

上場株式等に係る税率、日本版 I S A、損益通算制度については、様々な意見がありました。所得再分配、総合取引所実現の観点、デフレ脱却の観点などを踏まえ、御議論いただければ幸いです。

給与所得控除については、担税力や所得再分配機能などの観点から、一定所得を上限に青天井を見直すべきであります。水準については、特に一般のサラリーマン層が負担増とならないよう留意すべきであります。

成年扶養控除については、多様なケースがあることを踏まえて、真に支援が必要な世帯に絞って、負担増にならないように措置することを前提に縮減・圧縮するべきであります。

配偶者控除については、本来ライフスタイルの選択に中立な税制にどう変えていくかが議論の出発点のはずであり、特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではなく、来年度改正については、慎重な判断を求めます。

若干方法論について付言をいたしますと、この後にも「抜本改革に委ねる」という言葉が若干出てまいります。通年税調とまでは申し上げませんが、通常国会が終わった辺り、または概算要求の時点辺りから、むしろ税調を前倒ししてスタートさせ、抜本改革に取り組む。後ほど藤井先生から御説明があると思いますが、勿論、その間に最終御答申を踏まえてやることになるんだらうと思いますけれども、いずれにせよ、この2か月ほどで抜本改革について結論を得ることは難しいことが多いかと思えます。税調開始の前倒しを併せてお願いしたいと思えます。

個人住民税については、現年課税化に向けた体制整備の推進、1月1日現住地課税について、不正な課税逃れが起きぬよう、適性を求めるものであります。

第3に、法人課税についてであります。

法人実効税率引下げの目的は、国際競争力の維持、国内産業空洞化防止と雇用維持、国内への投資促進などであり、行き過ぎた課税ベース拡大により、かえって経済成長を阻害することがないように注意すべきでもあります。

なお、経済成長という視点からは、選択と集中の観点から、メリハリのついた税制も有力な選択肢であります。

また、中小企業は我が国経済の基盤かつ雇用の源泉であり、中小企業対策という視点は特に重視すべきであります。

なお、税制調査会の課題ではありませんが、赤字法人への配慮も必要であり、社会保険料の事業主負担の見直しも政府全体で検討していただきたいと思えます。法人住民税、法人事業税については、税制抜本改革の際には、必ず検討を行うべき論点として提示をさせていただきました。

第4に、国際課税については、税務調査権限の明確化、帰属主義への見直し、国際連帯税について記述させていただきました。国際連帯税については、経済情勢等を踏まえば、来年度に措置すべき事項とは思いません。今月、国際会議は日本が議長国となつて行われることもあり、我々としては、この課税対象をむしろ幅広く選択肢を求めて議論されるべきもの。しかし、前向きに議論されるべきものと考えております。

第5に、資産課税についてであります。

特に購買意欲の高い若年層の消費喚起を図るため、相続税の基礎控除の縮減等を行うとともに、贈与税減税を行って、若年層への資産移転を図っていくべきであります。固定資産税については、来年評価替えのときを迎えますので、資産の公平性の観点などから議論を行うべきであります。特に固定資産税に含めても、パッチワーク的いろいろな例外規定等が数多く見られるわけでありまして、税制の簡素化の視点も併せて必要かと思えます。

第6に、間接税についてであります。

たばこ税を連続して来年度も引き上げることについては、全体の引上げの姿が示されていないことに加え、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めるべきであり、慎重に検討するべきであります。よって、今回は一呼吸置くことが必要かと考えました。

酒税については、抜本の見直しの際には、類似の酒類に関し、基本的にアルコール度数に着目した税制とするべきであります。

地球温暖化対策のための税についてであります。

CO₂排出量を2030年に1990年比30%削減するため、石油石炭税を活用して、化石燃料のCO₂排出量に着目して課税する「地球温暖化対策のための税」を設けるべきであると考えます。その際には、様々な政策的配慮が必要であります。特に本税は、国の財源として設けられるものであり、記述されたとおりの対応を国の責任でしっかりと行うべきものと考えます。

市民公益税制については、民主党の「新しい公共」調査会が提言した「市民公益税制に係る重点事項について」に基づいた対応に同意いたします。

租税特別措置・税負担軽減措置等の見直しについては、さきに提出した「租税特別措置・税負担軽減措置等にかかる重点要望について」に基づいた対応を行うことを再度求めるものであります。おおよそ採用が完了しているかと思えます。

今回の税制改正の議論では、所得税、法人税、資産税を中心に議論を行ってまいりました。特に基幹税たる所得税の改革は重要な課題であり、「所得再分配機能の回復」や「支え合いの税制」の構築について議論を重ねてまいりました。

しかし「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、おおよそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手するべきであります。

本提言は、昨年の税制改正大綱の理念を発展的に受け継いだものであり、その意味で、政府税制調査会でのとりまとめに資するものと考えます。また、多くの会派所属議員による議論の積み重ねの結果でもあり、提言をしっかりと踏まえた上で、本税調での結論も出していただくことを求めたいと思えます。

とりわけ、三十数回に及んだの総会、また、それに対応する役員会等を重ねて行いました。すべての人に参加を求め、時には百数十名の皆さんに御参加をいただき、ま

た、こちらも参加者すべての人に御発言いただく機会を設け、大変活発な議論がなされました。族議員的な発言は比較的少なく、大変良識に基づいた、自立的、是正的発言、しかし活発な議論が重ねられ、最終的には、参加者すべての皆さんの御同意によってこの案をまとめたことを付言させていただき、是非政府税調において尊重していただきますことを強く御要望して、私の報告を終わります。

○五十嵐財務副大臣

誠にありがとうございました。政府税調においても、本日より、主要事項のとりまとめに入りますが、党からの御提言は極めて重く受け止め、審議を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、民主党税と社会保障の抜本改革調査会においてとりまとめられました「中間整理」について、藤井調査会長においでいただいておりますので、御報告をお願い申し上げます。

○藤井民主党税と社会保障の抜本改革調査会会長

議長、まずこの会は、23年度単年度のものが中心なのに、わざわざ私まで呼んでいただき、大変光栄に思っています。単年度の税については、今、中野さんからお話しがあったとおりです。

私は、これをお引き受けするに当たって、2つの大原則でやっております。

1つは、原点に戻るといことです。勿論、原点というのは、民主党の野党時代の話の税制調査会であり、そして社会保障の方は、どちらかというプロジェクトチームでずっとやってこられたわけですから、その積み上げになろうかとも思います。

また、今日は亀井さんがおいでなのであれですが、ちゃんと3党合意がそれにできておりまして、それに基づいたものであると御理解を賜りたいと思います。

1つが、今のような原点に戻るといことであります。

第2番目は、骨格を示すといこととやっております。数字は出しておりません。議論の中で数字の話も出ましたが、今、例えばGDPをやるのだから、政府はもう少し先でしょう。それから、今年に国勢調査があるわけですから、数字をつくるといことは、どうしても自己満足的な数字になるんですね。ですから、数字は出しておりません。しかし、骨格に基づいて政府の皆様に御理解をいただければありがたいという立場でやっております。

まず、社会保障でございますけれども、確かに1960年代ですが、日本は国民皆保険といことは非常に先行していたと思うんです。ところが、あれから50年経っているわけです。50年経って、社会環境なり経済環境は非常に変わりました。まず高度成長がなくなりました。合計特殊出生率も全く変わりました。それから、あの頃は、地域や家庭というものに相互扶助の機能が相当あったわけでありましたが、これも都市化あるいは核家族化といことと変わってまいりました。これに基づいてどうするかといのが社会保障の議論の中心でありましたが、結論から申しまして、そういう事態を

乗り越えて、より社会保障は充実するということをまずお約束しております。

そして、その中でややワーディング的なんですが、あらゆる世代にそれを普及させるということが1つです。どちらかという、今まで高齢者三経費を云々とかいろいろあるもので、高齢者の方の方が中心になっているのではないかというムードがありましたが、それはそうではないのであって、例えばあらゆる世代という中には、非常に大事なことで少子化対策等があります。これらを全部含めて、総世代にわたっての社会保障の充実であるというのが第1点です。

第2点は、包括的という言い方をしておりますが、一言でいいますと、医療にしる、介護にしる、いろいろしっかりとした政策があるんですが、例えば供給体制1つ見ても、医療という仕組みはできているかもしれないけれども、地域格差があるではないか。あるいは診療項目ごとに格差があるではないか。そういうものがみんなあらゆる分野で機能するよということ、この2つというふうにお考えをいただきたいと思います。

それに基づく税制でございますけれども、これはすぐ消費税となりますが、消費税だけではありません。中野さんからお話があったと思いますが、要するに所得税の公平という意味からいっても、社会保障とミックスした税制をいろいろとっておりますね。給付金付云々とか、あるいは控除から手当へとか、こういうものがまず既存にあると思いますが、あえてその話は中野さんの方でやっただけさっているという前提で、消費税だけ申します。

私は、うちの若い方に申し上げたんですが、消費税は選挙あるいは国会に出たことが2回あるわけです。昭和54年の大平内閣、昭和62年の中曽根内閣です。この2回ありますが、いずれも失敗しているんです。いずれも失敗したということは、どうやって是正するかということ、税の方での論点に置きました。いずれも周辺の問題が余り議論されずに、とにかく理念として消費税が必要だとなったわけでありまして。

もう一つは、そういう形ですから、一般財政の穴埋めという形ですずっと動いてきたわけなんです。それに対する公がろくなこともやっていないのに、その穴埋めを消費税でやるかという話にすぐ結び付くわけです。この反省の上に立って、我々の案ができております。

第1点は、本当は税制調査会だけでは言いにくかったのですが、今度はもう少し広いので言いますと、公の無駄も徹底的に排除しなければいけない。その中で、公とは行政刷新だけではない。大体言い出しっぺの政治家が血を出さなければだめだということ、これを明確に書いてあります。

第2点は、完全目的税化です。今までの場合は、主に福祉に使うということになっているわけですが、多くの方は信用しておられないわけでありまして。そこで我々のもともとの発想であり、今度も書かせていただいたのは、会計的、法律的に目的税であるということを書いてあります。これはどういうことかということ、いただいたとした

ら、すべてそれは社会福祉、保障にしか行かないということでございます。完全目的税ということになっております。

そこで、その対象は何にするかというのは議論があるわけです。今までこの十何年、予算総則には、今の高齢者三経費というのが出ていたわけです。これが1つの柱であることは事実なんです。それはどういう理屈で我々がやってきたかと申しますと、やはりこの社会がゼロになったものを立て直したのはだれだと。それは団塊の世代を含めた高齢者の方ではないかと。その恩恵はだれが受けているんだと。1つの人も受けているのではないかと。我々は焼け野原の中で、芋のしっぽで生きてきたわけですから、みんな受けているのではないかと。だから、そういうふうになりました。なりましたが、やはりもう一つの今、一番大事な子育ての問題について、そこの中に入れるかどうかというのは濁してあります。これは皆様方の御議論をいただきたいと思うんです。これを余り多く入れますと、消費税はどうなるんだという話になります。今の予算というのは、社会保障が中核ですから、余り入れたら、結局予算の穴埋めではないかといく可能性があるんです。

したがいまして、私どもとしては、今の3つプラスお子様対策ぐらい。そこら辺は皆様でこれから議論していただきたいということです。

それから、この問題の非常に難しいのは、実は地方との関係なんです。今日は総務大臣がおいででございますが、地方との関係なんです。ただ、これはもはや税と社会保障の分野を超えている面があるわけです。例えばやっておきまします補助金の一括交付であるとか、しかも交付税の中の扱いとか、いろいろありまして、私どもの結論では、この問題については、地方に十分配慮しなければいけないというまでしか書いてありません。それ以上書いたら行き過ぎだと考えております。

最後にもう一つ申しますと、ほかの税目ももっとフェアでなければいけない。地方税の話だけしていてもしょうがない。それはもう中野さんのお話のとおりでありまして、例えば租税特別措置透明化等々であります。

そういうことでまとめておりまして、ここには「中間整理」と書いてございますが、どうかこれから皆様方の御意向に従いながら、やや中期でありますので、御議論賜ればありがたいと思いますが、この中で大事なことは、消費税の問題の議論は直ちに着手するということが書いてあります。やるということとの間に距離があるのは、先ほど言ったとおりであります。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

大変貴重な御提言ありがとうございました。今後、政府・与党社会保障改革検討本部が開催される運びと伺っております。税制調査会としては、本中間整理にお示しをいただいた内容等に基づき、今後税制の抜本改革に向けた検討を進めていくこととし、その旨を来年度税制改正大綱に盛り込んでまいりたいと考えております。ありがとう

ございました。

それでは、次に、主要事項のとりまとめ審議に移ります。

先ほど開催された企画委員会におきまして、それぞれの項目について、とりまとめの方向を議論いたしました。これを踏まえて、尾立、逢坂両政務官より、項目ごとにとりまとめの方向性を御説明いたしますので、活発な御議論をお願いいたしたいと思っております。

まず、個人所得課税について、尾立政務官、逢坂政務官より、簡潔に御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、所得税の見直し案について御説明をさせていただきます。まず、資料1の「個人所得課税（所得税）」の1ページ目を御覧ください。

給与所得控除については、民主党から見直しの提言をいただいております。

まず、上限設定ですが、上限の水準については、表のとおり、給与収入1,200万円、1,500万円、1,800万円の3案が考えられます。

2ページは、役員の給与所得控除についてでございます。

見直しの考え方は、1つ目の○のとおりであります。

3ページは、具体案のイメージ図でございます。

役員の給与所得控除については、2,000万円までは一般従業員と同様の控除とし、4,000万円超と特別に高額な役員給与については、勤務費用の概算控除部分、すなわち2分の1を上限としております。ただし、2,000～4,000万円までの間では、他の所得との負担調整部分の一部を認め、控除の上限を4分の3とする部分も含め、調整的に徐々に控除を縮減していくとする案でございます。

4ページは、特定支出控除でございます。

表のとおり特定支出を追加するとともに、特定支出の比較対象を図のとおり変更する見直し（案）を提案させていただいております。

5ページは、退職所得控除の見直しについてです。

民主党からも見直しが提言されております。在任期間5年以内の場合の法人役員退職金については、2分の1課税を適用しないという見直し案を提案させていただいております。

6ページは、成年扶養控除の見直しについてでございます。

民主党からは、縮減圧縮すべきとの提言をいただいております。また、厚生労働省からは、子ども手当の財源として見直しが要望されております。

見直し（案）といたしましては、(1)の①にございますように、心身の障害等の事情を抱える扶養親族と②の学生について、控除を存続することとさせていただいております。

このほか(2)のとおり、納税者本人の所得水準が比較的低い場合には、控除を存

続することとし、その際の水準については、平均的な給与収入を上回る所得 400 万円、または所得 500 万円のいずれかに設定することを提案させていただいております。

7 ページは、見直しのイメージでございます。今、申し上げましたとおりの対象人員等をここに記載させていただいております。

8 ページは、配偶者控除の見直しについてでございます。

上のボックスのとおり、11 月 25 日の税制調査会において、厚生労働省から御提案をいただきました。この御提案を踏まえ、見直し（案）として、配偶者控除制度の存廃については、今後引き続き議論、一方、23 年度改正においては、配偶者控除について所得制限の導入を提案しております。表は、11 月 25 日の税制調査会において、小宮山委員から提案された試算の結果でございます。

なお、民主党の提言では、配偶者控除につきまして、来年度改正については慎重な判断を求めるとされておるところでございます。

最後に 9 ページ、金融証券税制の見直しについてでございます。

金融証券税制につきましては、現行の 10% 軽減税率を 20% 本則税率とし、同時に損益通算の拡大を提案しております。現行法では、本則税率は平成 24 年 1 月から実施することとされております。

公社債等の課税方式については、(2) の①～③に記載のとおりでございます。これらの点は、民主党の提言と整合的なものと考えております。

また、国民新党からは、軽減税率の延長という要望が出されているところでございます。

更に 2. でございますが、現行法により、本則税率化する場合、激変緩和のため、日本版 I S A については拡充を検討することが考えられます。

3 点目といたしまして、配当所得が総合課税の対象となる大口株主等の要件について、3% とすることを提案しております。これは民主党政権として、格差是正、所得再分配機能の回復を重要課題として掲げておりますが、そのための見直しでございます。

10、11 ページにおきましては、公社債等の課税方式（案）の詳細をお示ししておりますが、説明は省略させていただきます。

以上の点について、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、次に「個人所得課税（個人住民税）」と書かれた資料を御覧いただきたいと思います。私からは、住民税の見直し案について、検討項目 4 点について御説明をいたします。

まず、1 ページを御覧ください。

論点1でございます。所得税において成年扶養控除、配偶者控除を見直す場合には、住民税についても税体系上の整合性の観点などから、所得税と同様に見直すこととしてはどうかと考えております。

論点2でございます。政策誘導的な控除である生命保険料控除、地震保険料控除についてでございます。住民税の地域社会の会費的性格等の観点を踏まえると、これらの控除は基本的には廃止することが適当であるが、少なくとも加入率の高い一般生命保険については、控除対象外とすることはできないかと考えているところでございます。

2ページを御覧ください。

このページは、生命保険料控除に関しまして、生命保険の契約内容別の世帯加入率をまとめたものでございます。生命保険については、約90%と加入率が非常に高い水準になっていることが確認いただけると思います。

次、論点3でございます。3ページを御覧ください。

退職所得に係る住民税の10%税額控除についてでございます。これは昭和42年の退職所得に係る住民税の現年課税化の際に、当時の金利水準約6%を勘案して導入されたものでございますが、法律上「当分の間」と措置されているにもかかわらず、約40年以上も経過し、その間全く見直しされていないこと、また、最近10年間の定期預金金利はほぼゼロであることなどから、この税額控除については廃止してはどうかと考えております。

なお、所得税で説明のありました退職所得2分の1課税の見直しについて、見直し対象者を在任5年以下としているわけですが、市町村長などの場合、任期4年で自ら変更できないこと、選挙で選出されているということ、あるいは退職金の金額支給方法が条例で決定されているといった事情があり、慎重な対応が必要ではないかと考えているところでございます。

4ページを御覧ください。

論点4は、金融証券税制の取扱いでございます。所得税と同様、平成24年1月から、上場株式等に係る配当・譲渡益の軽減税率については、住民税も本則税率5%、所得税と合わせて20%としてはいかがかと考えておりますが、この際、公社債等に関する課税方式を原則として納税者の住所地において、所得税と整合的な方式で課税する仕組みに見直した上で、損益通算の範囲を拡大することとしてはどうかということでございます。

以下、参考資料でございますので、説明は省略いたします。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、御意見等があれば、どうぞお話しください。

小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

配偶者控除のことについて申し上げたいと思いますが、その前に、昨夜から今朝にかけて、非常にまた報道でいろいろな情報が飛び交っておりまして、どういうことでこうなるのかわかりませんが、政府税調でこれから本格的な議論をするというのに、配偶者控除はもう見直さないのだと。だから 7,000 円の上乗せも縮小するとか、いろんな情報が乱れ飛んでおりまして、そういうことになりますと、ここの政府税調の役割の認識と、こういう情報が飛び交うことによって、いかにも政権が右往左往しているように、非常によくはない影響がございますので、どこから出ているかはわかりませんが、火のないところには煙はたたないかもしれませんので、私も含めまして、是非その辺りの発言ぶりとかは、結論が出るまでは慎重にやっていただくようお願いをまずもって申し上げたいと思います。

その配偶者控除についてでございますけれども、やはりライフスタイルの選択に中立な税制という理念から、これはずっと民主党も結党以来やってきておりますので、是非税制改正大綱の中で方向性はしっかりと出していきたいということを、まずお願いしたいと思います。

一方で、再三申し上げているように、これは女性は潜在就業率からすると、欧米諸国と同じように、本来働きたいと思っている。そのことを前提にしておりますが、女性の雇用の場が、今、十分に整っていない、あるいは保障されていないということを踏まえますと、当面はやはり経過的な措置が必要だと思っております。

党のPTからの慎重にという御議論も重視しなければいけないとは思っておりますけれども、そこで特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではないと、本来は私もそう思います。そこから行くと、本来から行けば、税額控除であることが本当は働き方のフェアなことから行けばいいのではないかとということで、当初、厚生労働省からはそのように提言をさせていただきましたし、昨年の子ども手当がそもそも子どもの扶養控除と配偶者控除を廃止して、その財源を基にスタートしたことからいたしますと、昨年本当はこういう議論があつてしかるべきだったのではないかとすることは、現在参与でいらっしゃる峰崎さんとも、常日ごろからお話をしていただいております。

ただ、いろいろもって回った言い方になってしまいますが、本来は税額控除かとは思いますが、今回の政府税調が様々な面で所得の再分配機能を高めようと、そういう形でやっていることからいたしますと、当面、低所得者には配慮をして、再分配機能を高めるという観点から、高所得者を対象に配偶者控除を廃止してはどうかということを、先ほど尾立政務官からも御紹介いただいた 11 月 25 日の税調で、改めて厚生労働省から提案をさせていただいたところでございます。

しかし、これにつきましては、子育てが終わった世代の方への負担ということもありますが、これは子どもを社会的に支援するということは、高齢者の皆様の安心の生

活にもつながるので、そこは是非子どもの育ちを支えるという点から御理解をいただきたいということ。

また、もう一つ。所得が上昇するにつれて、配偶者の就労割合が低下しているというのが現状でございますので、1,000万円などの高所得者の配偶者控除を廃止した場合、これを理由に働き方を制約する方がどれぐらいいるかということ、その境目をつくることに対しては、そういうことが言えるのではないかと考えています。

こうしたことから、衆議院マニフェストの控除から手当への方針に基づきまして、配偶者控除を見直して、子ども手当の上積財源をするべきだと考えております。慎重な判断と党P Tからは再三にわたって御提起をいただいておりますが、これは前回も申し上げたように、政権交代の前の1998年ごろからの男女共同参画とか、均等な働き方ということから、十分な議論をしてきていると考えております。

また、子ども手当の5大臣会合では、3歳未満の子どもを対象に月額7,000円引き上げる案を軸に検討していただいておりますが、これに見合った財源が必要で、本日示された試算を前提にすれば、配偶者控除の見直しが必要だと考えております。控除見直しによって捻出される財源は、国税で配偶者控除を所得1,000万円以上で廃止した場合におよそ1,100億円、成年扶養控除を前回提起した所得400万円以上で廃止すれば800億円ということになります。

なお、民主党政策調査会の平成23年度予算に関わる民主党提言や、子ども男女共同調査会の子ども手当に関する提言でも、子ども手当の上積の財源については、配偶者控除の見直しを含めて検討すべきとされております。

党P Tの提言を真摯に受け止めるということは当然ではありますが、税制改正の決定の場はこの政府税調でございますので、この税調での政策決定ということを是非お願い申し上げたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

今日は時間が極めて限られているということですので、詳細は申し上げませんが、1分30秒で終わります。

金融庁としては、主要事項とされている証券の軽減税率の延長及びそれに関連する大口株主要件等の幾つかの項目、金融商品に係る損益通算範囲の拡大、生命保険料控除といった項目はもとより、証券の軽減税率延長に絡めて議論するとされている店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化、主要事項には入っていないものの、前回の税調でも議論となりましたイスラム金融に関する所要の税制措置についても、今後引き続き精力的に議論していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。特に

本日の資料では、見直し案の中に金融証券税制の見直しが含まれておりますが、現下の厳しい経済金融情勢や配当の二重課税問題等にかんがみれば、証券の軽減税率の延長は是非とも必要であることを改めて申し上げておきたいと思っております。

そしてもう一点。個人住民税に関わる生命保険料控除について、一言だけ申し上げたいと思っております。これはそもそも民主党政権下の初の税制改正で、所得税法、地方税法の改正が行われたものであると承知しております。今年改正されたばかりの制度を、適用も開始されないまま変更するのは、朝令暮改のそしりを免れず、民主党政権に対する信頼を損ないかねないのではないかと付言しておきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

では、岡崎委員長、どうぞ。

○岡崎国家公安委員会委員長

ありがとうございます。先ほど、小宮山厚生労働副大臣からお話もございましたし、前回の税調でも発言をさせていただきましたけれども、マニフェストでは、控除から手当へ転換するために、所得税の配偶者控除、扶養控除を廃止して、子ども手当を創設するというふうに記述をしてきたところでした。

最近のマスコミでは、民主党が国民に約束した控除から手当へという原則が一体どこへ行ってしまったのかという記事もございました。やはり、マニフェストの内容というのは、当然のことながら、その実現に向けて、最大限努力をすべきであろうと考えております。

また、男女共同参画の観点を踏まえたライフスタイルの選択に中立な税制という理念からいたしましても、少子化による労働力人口の減少が見込まれる中で、女性の就業を促すということの重要性にかんがみましても、配偶者控除の見直しをきちんと進めていくことが必要だと考えております。

そして、民主党がマニフェストで掲げました子ども政策の基本理念は、チルドレン・ファースト、子どもが主役ということと、社会全体で子ども・子育て支援を支えるということとでございます。今、少子高齢化が進む中で、子ども、そして子育て世代は少数派となりがちでございます。また、子ども手当をもらうのは他人の子どもであっても、いずれは自分も含めた日本社会を支える人材となってくれるという考え方。先ほど小宮山さんの方からは、高齢者の安心の暮らしにつながるという表現がございましたけれども、まずは社会全体で子どもを育てていこうということと、チルドレン・ファーストの理念に沿うという考え方からいたしましても、前回の税調では、私も含め、何人かの副大臣の方にも発言をしていただきました。配偶者控除の見直しを進めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

成年扶養控除の見直しで、今、発表があったように、学生については対象外とする。私たちはそのことをずっと要望してきたわけですから、これも心から敬意を表したいと思います。

確認なんですけど、マニフェストで教育の負担の重さを何とか軽くしようと言ってきたし、この場でも議論があったし、今後もそれは議論を続けていかなければいけない点は、控除よりもむしろ手当、奨学金という御意見は、しっかりと意識はしております。

しかし、今、現実には、公費負担の割合が3割、OECD平均で7割と非常にお粗末な状態で、その奨学金も貸与であるし、いろいろ要望しておりますが、かなり厳しい状況なので、このことを学生ということで継続をしていただくことが、今回どうしても必要だったと思っています。どうもありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

時間も余りないようですので、先ほど、去年の税制改正で本来は配偶者控除も見直すべきでなかったのかという指摘を受けたわけですが、本当にそういう点で、扶養控除と配偶者控除を同時にやるべきだったという御指摘については、私も謙虚に反省をしているわけですが、今回の配偶者控除の廃止問題というのは、やはり子育てというよりも、勿論先ほどおっしゃったように、理念として働き方に対する中立性とか、そういったことを重視して、きちんと整理すべきではないかと私自身は思っていますが、1点だけ、実は今後の課題として、基礎控除の38万円というのが、こうなると余りにも低いものが目立ってきて、私個人は、配偶者控除を廃止して、基礎控除をある程度充実させていくという方向の方がいいのではないかと思います。

特に朝日訴訟のときに、いわゆる控除というのが最低生活費とリンクするということを言われていました。これは生活保護の水準と相当乖離をしているわけですので、これは中長期的に所得税の抜本改革のときに、この控除の在り方については見直していただきたいなと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

党の提言に対して、大変注目をして御議論をいただいておりますことに感謝いたし

ます。配偶者控除についての御意見は、承っておきたいと思います。ここでいろいろ異論、反論を申し上げても、時間的に無理なんでしょう。やり出すと徹夜でやってもいいのですが、たまたま峰崎さんに便乗するわけではないけれども、配偶者控除を廃止する場合に、それでは基礎控除をどうするかとか、ライフスタイルの問題もありますが、例えば所得制限をやりますと、高所得者の配偶者の場合には、むしろ 103 万円から開放されて、いろいろな仕事がしやすくなるということがあるでしょうし、一面、配偶者が働くことが望まれる中低所得者の皆さんには、相変わらず適用されるということも残るでありましょう。いろいろな諸問題が起こります。

それから、前から議論している税制を家族単位にするか、個人単位にするか、二分二乗方式をどうするか、いろいろな議論がなされて、その議論というのは随分長年行われてきているわけではありますが、しっかりとそれらを整然と理論を形成して、こうあるべきという大綱がまとめられていない。そういう意味では、それを集約してまとめる。そして一つの理念として税制の在り方について抜本改革の中で織り込まれていくという時間が、あと 1 年あっても構わない。むしろするべきではないかと思いますので、それらのことを含めて、抜本税制改革の中でこれを総合的に判断しましょうという党の提案に最終的にまとめさせていただきました。

勿論、いろんな議論があることは当然であります。今回すべての皆さんに御参加をいただいて党の議論はいたしましたけれども、配偶者控除廃止論というのは、実はその過程の中ではほとんどありませんでした。ただし、これは発言をする人をこちらが選んだわけではありませんし、出席者の人選をしたわけでもありません。すべての議員にお呼びかけをし、すべての議員に御発言をいただいた過程の中でございますので、党としての集約というのは、その御発言に基づいて、冷静にこういう集約にした。しかし、これをいつまでも放っておくわけにはいきませんから、1つの時間的限界を求めながら、今年は慎重にしましょうという結論にしたということを御報告しておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

配偶者控除についてなんですけれども、子ども手当との関係でいくと、当初民主党が野党時代に提案していたものを自分で計算したら、配偶者控除と扶養控除をなくしても、子ども手当が当初の予定どおり給付されれば、それはプラスになるという計算だったんです。そして、仮に子どもがいない世帯については、配偶者控除がなくなるだけで損ではないかという議論について言えば、ではどういう人が子どもがいないで、配偶者が家庭の中にいるのかというと、子ども手当をもらっていないわけですから、子どももいないような状態ですね。そういう状態で配偶者が家庭にいるということの意味合いというのは何なのかというと、今まで議論されているように、その人はもっ

と自由に社会の中で活動できるわけでありますから、やはり税制としては、ライフスタイルの選択に中立な状態であっていいのではないかと私は当時も思っていましたし、今もその考え方で間違っていないのではないかと思います。

あえて言うと、配偶者の方が家庭の中で働かなければならないという状況というのは、子どもがいる場合と、今回成年扶養控除の中で特定扶養控除と言われているように、家庭の中で何か自らが世話をしなければならぬような方がいるというケースの場合は、働くことが難しいということもあるわけでありますから、そこは配偶者控除というものを残すにしても、子どもは子ども手当があるからいいわけですが、残すにしても、基本的には配偶者控除が本当に必要なのかどうかというところは、子ども手当との関係の中で、私はよく検討していいのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

亀井会長、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

少しだけいいですか。さっき申し上げ忘れたことがあります。去年の衆議院選挙マニフェストでは明らかに配偶者控除等を廃止して子ども手当ということだったんですが、今年の参議院選挙のマニフェストでは配偶者控除の欄は消えているんです。それは決して書き忘れたわけではなくて、いろんな議論の過程の中で、党内の議論している過程の中で、やはり慎重に議論をしようという視点であれが消されてあったと思います。

それから、今、御議論がありますように、まさにいろんな視点から議論をしなければならない重要なテーマであるということで、今、いきなりではありませんけれども、ここでといたしますか、今年決めなければいけないということではない。むしろ子ども手当の財源、例えば党内で、そのまま生の声で申し上げますと、2万6,000円丸々支給するのなら、という意見もありました。財源との絡みでいろんな工夫がなされておりますけれども、それとの対比の中で多くの国民の皆さんから、今回の子ども手当の規模で果たして配偶者控除を廃止するということまで一気にいくことが納得されるのだろうかという心配の声もあった。そのことだけは御披露しておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

今の御発言で、一言だけいいですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

参議院のマニフェストのときには、衆議院のマニフェストで変えるべきところだけ

を書いたというふうに私は聞いておりますので、そこで議論をして、配偶者控除に異論があったから外したということではなかったと思います。そのことだけ一言です。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

昨年、子ども手当を導入するときに小宮山先生から、民主党の中のそれまでの議論と、子ども手当に対する考え方というものを伺いました。それで私たち国民新党としては、やはり子ども手当というものは民主党のいわゆる「一丁目一番地」に当たる政策であると理解しておりましたので、私たちは控除から手当へというマニフェストは持っておりませんし、少し考え方は違うんですけども、ただ、子ども手当の導入には協力をしたいと考えました。

その際、ただ、これは1年きりということではなくて、継続的にこの制度を定着させていくのであれば、子ども手当に所得制限を設けるべきではないかということも昨年、代表が申しまして、その考えは今でも変わっておりません。

そして、子ども手当の背景にある考え方として私たちが理解をしたのは、これはいわゆる少子化対策ではなくて女性政策なのだという理解をいたしました。つまり、子どもは社会が育てるといふ、国民新党はやはり、子どもは家庭が育てて、けれども、家庭でいろいろな事情で面倒を見切れない場合に社会が助けるという考え方なんです。それに対して、やはり子どもと社会を直に結び付けるような形に変えていかれようとしているのではないかなという印象を持っております。その辺は理念の違いですので、まだ議論にはしばらく時間が必要かと思っております。

ただ、年金を計算するときのいわゆるモデル世帯、夫婦2人に子ども2人というようなモデル世帯というものは確かに崩壊していると思っておりますので、その点はまた別に総合的に考えたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ほかによろしいでしょうか。

それでは、末松副大臣、どうぞ。

○末松内閣府副大臣

私、時間がありませんので、ここでは持説は申しませんし、また前に申し上げましたけれども、党の御意見を尊重していきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ほかによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

それでは、ありがとうございました。個人所得課税については、お示しした提案や

本日の御議論を踏まえてとりまとめ案の作成に取り組みたいと思いますが、具体案の調整や、議論が収束していないものは、今の御議論を聞いても当然でございます。会長・会長代行が引き取り、企画委員会でも議論の上、全体会合にもう一度返し、議論を集約していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に資産課税について、尾立政務官、逢坂政務官より簡潔に説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、資産課税に入らせていただきます。これまでの3回にわたる議論を踏まえ、本日は最終とりまとめに向けた各項目の具体案をお示しさせていただきたいと思っております。

それでは、お手元の「資料(資産課税)」という資料を御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

4ページをおめくりください。まず基礎控除の見直し案ですが、このページは見直し案(その1)でございます。現在の基礎控除等の6掛けということで、3,000万円＋600万円×法定相続人数とする案でございます。この場合、課税割合は現行の4.2%から6%台程度へと上昇すると見込まれます。

5ページをおめくりください。見直し案(その2)でございます。現行の7掛けということで、3,500万円＋700万円×法定相続人数とする案です。この場合の課税割合は5%台程度へと上昇することが見込まれます。

続いて、8ページへお進みください。税率構造の見直し案でございます。

左側の案Aですが、高い遺産額を中心に資産再分配機能の回復を図ろうとするものです。具体的には50%適用開始金額を前倒しするとともに、新たな最高税率として60%を設定いたします。

一方、右側の案Bですが、幅広い層を対象に資産再分配機能の回復を図るものです。具体的には50%、60%ブラケットについては案Aと同様としつつ、20%部分を前倒しするとともに、25%、35%ブラケットを追加するものでございます。

続いて、9ページをおめくりください。ここにある案A'、案B'はさきの案A、案Bを基本としつつ、上位2つのブラケットをそれぞれ60%から55%へ、50%から一部45%へと変更したものであります。負担増を和らげる観点からは、こうした案も考えられるかと存じます。

11ページをおめくりください。死亡保険金非課税措置の見直しでございます。死亡保険金については、このページに書いてあります趣旨を踏まえ、見直しを行ってはどうかと考えております。

1ページ飛ばしていただき、13ページに具体を書かせていただいております。こうした問題意識を踏まえた見直し案でございます。「相続人の生活の安定」という制度趣旨に照らし、真に配慮が必要な相続人として、未成年者や障がい者に係る相続事案の

みに対象を限定してはどうかと考えております。

14 ページをおめくりください。未成年者控除・障がい者控除の見直し案でございます。現行の6万円となった昭和63年と比べて、物価水準が約1.1倍となっていること。また今般、相続税の基礎控除についておおむね30%程度の調整を御検討いただいていることなどを総合的に勘案し、6万円を10万円に引き上げてはどうかと考えております。

続きまして、18 ページ、19 ページにお進みください。生前贈与を促進するための贈与税の見直し案でございます。

18 ページを御覧ください。まず税率構造の見直しですが、左側の図は相続税の税率構造見直しの2案のうちの案Aに対応する案です。「一般」と書かれた実線は、通常の贈与に係る税率構造です。これは、相続税見直しの考え方に併せて60%の税率区分を追加している以外は現行と同じでございます。

その下に「子・孫」と表示されている点線は、子や孫を受け手とする贈与に係る税率構造をお示ししています。御覧のどおり、一般のラインの下を走っており、特別に緩和された姿となっております。

このように、子や孫向けの特別な税率構造を用意することによって生前贈与が促進されることになると考えております。

右側の案Bは、相続税の見直し案Bに対応した案です。

なお、19 ページの見直し案A' と B' は、相続税の見直し案A' と B' に対応したものです。最高税率を55%としていることを除けば、案AとBと同様の考え方に基づいた案となっております。

最後に、20 ページをお願いいたします。相続時精算課税制度の見直し案です。精算課税の対象者に孫を含めてはどうかとの案でございます。

相続税・贈与税については、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

「資料（資産課税 [地方税]）」と書かれた資料を御覧いただきたいと思います。

住宅をめぐる全国の状況につきましては、前回説明したとおり、随分各地で状況が違っているということは御理解いただけたかと思えます。こうしたことを踏まえつつ、地域の経済の観点、地域の経済を活性化する観点や、優良な住宅ストックを重視するという観点から、全国一律の固定資産税の新築住宅に係る減額措置は見直すべきではないか。各自治体の判断においてやっていただいた方が住宅政策上も都合がよいのではないかという御提案をさせていただいたところでございますが、この点については平成24年度改正までに真摯に議論をして結論を得ることとしてはどうかと考えてい

るところでございます。

なお、この措置を見直す場合に、全国一律に増税するんだというような考え方があ
るようにも聞いておりますけれども、全くそういうことではなくて、それぞれの自治
体の判断において減額を検討してはということでもありますので、その点は加えさせて
いただきます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、資産課税について御意見等があればよろしくお
願いします。

それでは、国土交通大臣政務官からお願いします。

○小泉国土交通大臣政務官

国土交通省の方から御意見を申し上げたいと思います。

まず、新築住宅等に係る固定資産税の軽減措置についてでありますけれども、これ
は総務省のアンケートの1ページを見ますと、この軽減措置はインセンティブになっ
ていないというデータを拝見させていただいておりますが、そもそも、この固定資産
税の軽減は昭和28年の固定資産税の導入のときから一貫して60年間継続的に適用さ
れておりますので、まさに国民全員が、当然、これが本則であるということに認識を
しています。知らないのは当然でありますし、また、この知らないのが当然であるに
もかかわらず、これが住宅を購入するきっかけになりますかという質問をされていら
っしゃるんですけれども、私はこの質問自体がナンセンスであると思います。

それで、現実に、添付しておりますこの12月7日の国土交通省作成の資料を見てい
ただくと、1ページに、やはりこの軽減措置というものが、アンケートによればかな
り国民の家計負担の軽減や住宅予算の確保から大きく寄与しているという逆のアンケ
ートも出ているわけであります。

次に2ページを御覧いただきたいと思うんですが、これは住宅の税制に対する諸外
国との比較のデータでありますけれども、住宅には御案内のように登録免許税、不動
産取得税、地方消費税、固定資産税等、大変、多岐多重にわたった税が課されてお
りまして、住宅に係る税負担は、諸外国と比べても突出をしております。住宅に関連し
て、各税目全体で国民一人ひとりにどの程度の負担を求めるべきかということは、私
は総合的な議論を是非していただきたいと思います。

そして、次の3ページを御覧いただきたいんですけれども、住生活の安定、耐震化
等というものはやはり全国的に取り組む必要があると思っております。特に耐震性を
満たす住宅ストックというものは約8割にすぎないわけではありますが、この耐震化の
大半が新築によるストックの更新が進んでいる中で、耐震化率95%を目標とする新成
長戦略の達成のため、この措置の継続がどうしても不可欠であると思います。住宅の
現状につきまして、都道府県ごとに異なるもののみを資料化して議論するのでは、私

は課題を正確に認識することにはならないと考えております。

このようなことから、私はこの固定資産税の減税措置はやはり堅持すべきであって、地方の自由度の向上というものは事実上、全国一律の税率引上げということでは国民の納得は得られないと私は考えております。

今後の在り方につきましても、住宅市場の回復を待って、住宅関連の税目を通じた適正な負担水準の構築、適正な家計負担の確保、そして住生活の安定等の全国的な課題の解決、耐震性等の優良な住宅ストックの重視など、こういった観点から慎重に議論すべきものであると思います。

そして、最後になりますが、この我が国の経済の先行きも、また住宅投資の先行きも依然、大変厳しいわけでありまして、そのために閣議決定で三段構えの経済成長、そして緊急経済総合対策におきましても、住宅につきましてもかなり重点的な政策を取っているわけでありまして、こういったときに、これにブレーキを踏むような、カップラーメンを食べるときに熱湯と水と一緒に入れるようなことは厳に慎むべきであると思います。

以上であります。

○五十嵐財務副大臣

東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

前回も申し上げていることなので、ここでは議論しませんけれども、死亡保険金の非課税限度額については引き続き議論していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

小川副大臣、どうぞ。

○小川法務副大臣

この相続税の基礎控除ですけれども、昭和 50 年代半ばの地価の同じような水準であるというふうに設定していますが、私の記憶も余り確かではないんですけれども、相続税は時価ではなくて路線価で課税されるんですね。それで、この昭和 50 年ごろといいますと、何となく私の記憶ですと、路線価が時価の半分とか、かなり時価と路線価の開きがあったと思うんです。それが、バブルで時価がどんどん上がったから、路線価もどんどん上がった。それでその後、時価が下がっても路線価が下がらないので、今は時価と路線価はそんなに開きがない。

そうしますと、この地価が同じであるから当時の水準と同じというだけの議論ではなくて、その当時の路線価を出さないと正しい比較にならないのではないかと。そういうふうに思ったものですから、基礎控除の見直しというよりも、むしろ最高税率を高

額の部分の最高税率を上げる方が望ましいのではないかなという気は持っておりますが、少し感じたものですから指摘させていただきました。

○五十嵐財務副大臣

今の点については、事実関係をお願いします。

○尾立財務大臣政務官

私も、この御提案をさせていただきました際にそのように感じまして、路線価と時価の推移を調べたんですけれども、大体同じような傾向であったもので、また資料が必要であればお出しさせていただきたいと思います。

○小川法務副大臣

私も、正確な資料に基づいたものではありませんから。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

片山大臣、どうぞ。

○片山総務大臣

小泉さんのおっしゃった件で、これは今年度は余り議論しないで平成 24 年度税制改正でまた検討しましょうということに先ほど逢坂政務官から提案がありましたので、あえてここで議論することはないと思いますが、少し誤解もありますので御説明しておきます。

この新築住宅の軽減というものはおっしゃるとおり、随分長いことやっているんですが、つぎはぎで数年ずつ延長してきているんです。ですから、一種のインセンティブ税制であることは確かなんです。国民がどうとらえているかというのは勿論ありますけれども、税制としてはインセンティブ税制というとらまえ方で調査をしたということが1つです。

それから、一斉に増税するのではないかというのは、そういう意思是毛頭なくて、国がこの政策減税というものを全国一律に決めるという今の枠組みを変えて、もっとそれぞれの地域で実情に合った住宅政策が取れないだろうかというのが発想の原点なんです。ですから、もっとまけるところがあってもいいと思うんです。

といいますのは、この今の減税の枠組みというものは大体、東京都を念頭に置いて決めているんです。ですから 120m²までがまけるということなので、そこが税制の中立性を非常に阻害している面があるんです。120m² を超えるとその対象から漏れる部分が出てきますから、120m² がゴージャスなのか、質素なのかというのは人によって違いますけれども、一定の住宅に対する税制が誘導的なものを持っているんです。これは確かであります。それで、これが東京のような大都市と地方とで本当にそれを全国一律がいいんだらうかという問題があるんです。そんなことをもっと開放したらどうだろうか。

もう一つは、今回は提起していないので、私、大臣になって少しタイミングが合わ

なかったんですけども、来年は提起しようと思うんですが、実は土地と上物の住宅とがちぐはぐみたいなことになっていまして、土地は 200m²まで6分の1にまけているんです。それで、実は税負担としては同じ価値を投資しても上物の方が高いんです。ですから同じ金額を、例えば 3,000 万円、4,000 万円、住宅に投資した場合に、一戸建てよりもマンションの方が税は高い。こういうことがあるんです。

こういう問題も、実は総合的な住宅政策を考える場合にはやはり改めて点検をしなければいけないという問題もありまして、来年までに、国土交通省でも少し住宅政策・土地政策の観点から考えていただきたいですし、私どもの方も、今、申し上げたような問題意識を持って臨みたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

小泉政務官、どうぞ。

○小泉国土交通大臣政務官

御案内のように、やはり財政力が地方自治体によって全く違いますし、東京都は確かに減税する余力を持っていると私は思うんですけども、私も地方議員の出身でございますので、地方自治体の税収が、今、どのくらいひどい状況にあるか。これをもし、たがを外すと、理論的には大臣のおっしゃっていることがあるんですけども、やはり事実上、全国値上げになる危険性が極めてあるということのを是非とも御理解をいただきたいということ。

あと、やはり民主党政権にとって一番大切なものは経済対策であると考えて、これにすべての政権の浮沈がかかっていると私は思いますけれども、先ほども申し上げましたが、アクセルとブレーキを一緒に踏むようなことは間違ったメッセージを国民や市場や経済界に出しますので、この辺は国も地方も一体となって、ある政策目的を、優先順位を高く決めたら、そこにすべて一本化するような形でいかなければならないと私は思っておりますので、その辺も御留意をいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○片山総務大臣

趣旨はよくわかります。ただ、今までの自民政権下でつくってきた、この新築住宅の軽減措置が唯一絶対でベストであるとは思いません。民主党の政策にぴったり合致しているとも思いません。極端なことを言いますと、外国の税制を調べますと、土地は結構、税負担を高くして、そこで保有課税を、コストを少し高くして、有効利用を進める。それで、上物はほとんどただに近いというようなところもあるんです。

ですから、もっと柔軟に我が国のこれからの住宅政策を都市と地方と少しきめ細かく分けて考える。そういう発想で少し検討していただければと思って、私どももこれをごり押しするつもりはありませんので、それから増税をこれでしょうというもくろみもありませんから、さっき言ったように、問題意識は今までの税制が決してベスト

ではないという前提で少し柔軟に考えてみましょうということです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小泉国土交通大臣政務官

ですからこそ、国がきちっとそういった政策目標を設定して、それに向かって議論をすべきであって、地方自治体、税収のない自治体に自由に任せるということは、今、おっしゃっていることと逆になると私は思いますので、その辺は国があくまでもきちっと政策目標を決めて、それに向かってやはり一体的に議論をしていただかないと、すべて地方の自由にやれば、税源がないんですから、これは必ず事実上、上がることになりますよ。そのときに、理論と現実は違いますから、経済は生き物なので、その辺を十分御理解・御留意いただいて、この議論を進めていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○片山総務大臣

ですから、申し上げているように、そういうことも含めてもっと柔軟に考えてください。今のものがベストではありませんということです。

○五十嵐財務副大臣

それでは、峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

話が贈与税のところに入るんですけれども、私は要するに相続税の補完税として贈与税がある以上、相続税を高くして、きつくして、贈与税がこれでいきますと税率もうんと安くなってくるというのはなかなかよくわからないというところがありまして、これは確かに資産を移転すれば若い人は、それは相続時精算課税のところなんだろうと思うんですが、税率そのものも子どもや孫に下げていっているんですよ。ですから、相続時精算課税は確かにわかるので、そこがあったとしても、税率の方でそこを下げるというのはいかがかなというのが1つです。

もう一つ、これは毎年、一年当たり 110 万円まで無税ですね。これは全く手をつけなくて、ここだけ行くのか。こういった点について、いわゆるこのフローといいますか、毎年、自分たちの個人の格差というものは最終的には、この相続時のところで精算されていくわけですね。又、消費税のウェイトが高まれば、それだけ相続税をしっかりと捉えなければならぬわけで、そういう意味では中産階級をしっかりとつくっていくとか、日本の貧富の格差を世代間を超えてそれを阻止していくという点では、これは非常に重要なポイントのところなので、そういった点は是非、今日、ここで時間的にそういった論議をする余裕はないかもしれませんが、私はこういった点については引き続き、やはりしっかり議論しておく点ではないんだろうかと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは資産課税についても、お示しした提案・方向や本日の議論を踏まえまして、とりまとめ案の作成に取り組み始めたいと思います。具体案の調整及び議論が収束していないものについては会長・会長代行に引き取っていただき、企画委員会でも議論の上、全体会合にお返しして、議論を集約していきたいと存じます。

次に、市民公益税制、納税環境整備及び要望にない項目等についてまとめて審議を行いたいと思いますが、お手元に「資料（市民公益税制）」「資料（納税環境整備）」が配付されておりますけれども、これらにつきましては既にこの本体会合でもPT報告書を報告され了承していただいておりますので、その内容を大綱に盛り込むということでどうかと考えております。御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、詳細については省略をさせていただきたいと思っております。

次に、要望にない項目等について、尾立政務官、逢坂政務官から説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、私の方から要望にない項目等の見直しの方向性について説明をさせていただきます。「資料（要望にない項目等）」をお願いいたします。各項目については既に11月16日の税調で説明させていただいておりますので、本日は主要な事項に絞ってのみ御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の2ページ目をお開きください。「③ 年金所得者の申告手続の簡素化」ですが、これは年金収入が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得が20万円以下の方について申告不要を選択できる制度を創設しようとするものでございます。

5ページをお願いいたします。⑬ですが、2つの罰則の創設をお願いしようとするものです。

まず（1）で、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」を処罰することとしたいと考えております。法定刑につきましては、基本的に5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、またはこれらの併科とすることとしたいと考えております。

次に（2）で、消費税の不正な還付請求を抑止する観点から、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定を創設したいと考えております。

7ページをお願いいたします。消費税の「23 免税事業者の要件の見直し」につきましましては、課税売上高が上半期で1,000万円を超えた場合には、翌期から課税事業者

となることとします。ただし、中小事業者の事務負担にも配慮し、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできることとしたいと考えております。

同じく消費税の「24 仕入税額控除制度におけるいわゆる『95%ルール』の見直し」につきましては、ルールの対象者を、事業者の事務負担に配慮する観点から、講じられている制度の趣旨にかんがみ、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者にこの特例を限定することとしたいと考えております。

8ページをお願いいたします。26につきましては、ここに記してございますとおり、外国税額控除制度の適正化をすることとしたいと考えております。

最後に、9ページをお願いいたします。「18 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し」及び「19 中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し」の2項目につきましては、経済産業省において適用実態を精査した上で、平成24年度税制改正において検討することとしたいと考えております。

以上、簡単ですが、要望にない項目等について御説明をさせていただきました。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、地方税の要望にない項目等について説明をいたします。「資料（要望にない項目等〔地方税〕）」という資料を御覧ください。

まず1ページ目で、これは要望にない項目等の一覧でございます。

続いて、2ページを御覧ください。平成22年度改正において、国税において罰則全般の見直しが行われておりますが、地方税においては同様の見直しが行われておりませんでした。そこで、平成23年度改正において国税の罰則との均衡などを考慮し、地方税の罰則においても所要の改正を行いたいと考えております。

次に、3ページを御覧ください。先ほど尾立政務官から、国税における故意の申告書不提出によるほ脱犯を設けるなどの見直しを行う旨の説明がございましたが、地方税においても国税の見直しに併せて所要の改正を行いたいと考えております。

次に、4ページを御覧ください。給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の創設については、市町村の電子化の取組状況などを踏まえ、平成24年度改正において検討してはどうかと考えているところでございます。

以上、要望にない項目等についての説明でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、ただいまの要望にない項目等について御質問・御意見等があれば、どなたからでもおっしゃってください。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

中小企業者に対する資料のところを確認なんですけれども、19のところというのは、

例えばこの前言いましてけれども、欠損金の繰越控除の期間の縮減みたいな話というのは、これは中小企業庁だけではなくて全体に関わっている話なので、この中には入っていないといえますか、それは依然として検討課題になっているということなのかという確認。

それと、ここの中小企業のところで思い出したんですけれども、先ほどの資産課税の相続税のところなんですけど、事業承継税制について、今度、相続税の課税を強化するということであるならば、事業承継税制が使いづらいというふうに言っているところについての見直しも併せてやるべきではないかという問題提起はしたんですけれども、その点については、今、どういうふうな取扱いとして考えておられるのか。

その2点を質問させていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

1点目の繰越欠損金の控除の問題なんですけれども、これは今、全法人を対象に考えておりますが、中小企業に対しては一定の配慮をするということで検討してはどうかと思っております。ただ、こちらはどちらかというと、利益をたくさん上げている会社に適用されている租特の適用をどうするかという議論だったんですけれども、なかなか会計検査院のデータがこちらに開示されないという経済産業省からの申し出もありまして、それでは1年かけて実態を調査した上で検討していこうということに仕切らせていただこうと思っております。

2番目は事業承継税制で、これも制度を導入してまだ2年ぐらいであったと思うんですけれども、この見直しについては経済産業省の方でもこれまたいろいろ御意見を賜って見直しの検討をされるということを知っております。まだ提案は受けておりません。

○五十嵐財務副大臣

今後、検討をしていくということであると思えます。受け止めてまいります。

ほかにはいかがでしょうか。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

小川さんが何か言うのかなと思って少し待っていたんですけれども、罰則の強化のところなんですけど、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」に対する罰則規定を創設するというところなんですけれども、この前も小川さんの方から指摘があったように、税は税の世界で、無申告加算税とかというような措置が別途あって、こういう犯罪として処罰するといいますと、また別の世界があるということですね。そのときに、例えば過少申告の場合も、ただ単に過少申告の場合は、たしか加算税が5%ぐらいで、ただし、それをまた仮装・隠ぺいみたいな

形であれば重加算税であり、脱税になっていくという話ですね。それであるならば、むしろ今度は無申告のものについて故意にということをやるとするならば、過少申告加算税に相当するようなものについても、故意に過少に申告したものについても、バランスの点から言えば同じような罰則を設けていかなければいけないのではないかと。

少しへ理屈かもしれませんが、そういうような問題とか、あるいは故意なのかどうなのかというふうな立証の問題であって、なかなかこういうことは新たに罰則として設けるといふことの妥当性といえますか、何といえますか、立証する可能性がないものは、立証できないものは普通の無申告だけれども、立証できたものは故意であるというような、何か非常に犯罪捜査のやり方といえますか、勿論、難しくても、例えば難しさで言えば、取調べのときに、私は故意でしたと言えば故意ですけれども、私は故意ではありませんと頑張った人は故意にならないというような変な取調べの仕方というものを助長しかねないという、そんな問題もあるというような気もするんですが、そういうことを総合的に考えたときに、いろんなバランスを考えたときに、果たしてこういう形で創設していいんだらうかという疑問は持っている。これは前も少し申し上げたんですけれども、その点についてどういうふうにお考えになっているかということの整理をしていただけないかと思えます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

小川副大臣、どうぞ。

○小川法務副大臣

すみません、期待されてしまったものですから。

悪質な例があるということは間違いありませんので、それに対応しなくてははいけないとは思いますが、できた法律というものは悪質な例だけではなくて、やはり広く国民に適用されるという観点から考えているのではないかと。それで、こういうケースは刑事罰よりも重加算税をきちんと取れるといった対応から進めていったのではないかと。そういう気持ちは持っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、尾立政務官からどうぞ。

○尾立財務大臣政務官

今、御指摘をいただいたような御懸念等々、いろいろあると思えますが、基本的には法務省さんの方とすり合わせをさせていただきながら、これならば大丈夫という範囲で、今、検討させていただいたところなので、細かいことは少し時間の制約もありますので割愛させていただきますけれども、今、いただいた御意見を真摯に受け止めてやっていきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

本当に簡単な質問で、例えば仮装・隠ぺいがないけれども、故意に過少申告したというものと、今回創設するものとは何が違うというふうに整理されるのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

過少申告というものは申告書を出しているわけですね。今回は出していないものに対して様々な物証、例えばFX取引などが例なんですけれども、たくさんのお金が、1億円、2億円というものがある。例えばそういう事実が本人は分かっているが申告していないというようなことに対しては、これは当然分かっているでしょう。申告しなければいけない。そういうようなことを積み重ねて立証していきたいと考えております。

○五十嵐財務副大臣

やはり、程度の差が甚だしいということであると思うんです。10億円も稼いでいる人が申告制度を知らなかったということはほとんどあり得ないということではないかなと思います。

○平岡総務副大臣

それは過少申告だって、要するに仮装・隠ぺいはないけれども、自分は税金を払いたくないから過少に申告するというケースだってそれはあるわけですからね。

○尾立財務大臣政務官

過少申告でそのような、例えば10億円、20億円というような場合、極端な場合、大口の場合は明らかに脱税ということになってくるかと思えます。

○五十嵐財務副大臣

そろそろよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。御意見をいただいたところもありますが、真摯に受け止めた上で、基本的に本日お示しした見直しの方向性に基づいてとりまとめ案を作成させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また御審議をいただきたいと思っております。

市民公益税制、納税環境整備については先ほど御了承をいただきましたので、この方向で大綱案のとりまとめに入りたいと思っております。

次に地域主権改革と地方税制について、逢坂政務官に御説明をお願いしたいと思っております。

○逢坂総務大臣政務官

それでは「資料（地域主権改革と地方税）」を御覧ください。これにつきましては、去る11月19日の税調全体会合において片山総務大臣から提案をした「地域主権改革

税制」の内容を税制改正大綱に盛り込むこととしてはどうかと考えているところでございます。

具体的な内容としましては、税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、地方団体の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で、資料に記載がされている事項などについて検討を行い、成案を得たものから速やかに実施したいと考えております。また、法制化が必要なものについては、平成24年度税制改正から実現を図ることとしてはどうかと考えているところでございます。

また、地方税一般についてですが、地域の自主性・自立性を高めるという観点、あるいは責任を明確化するという観点から、地方の税収を一方的に国の方で減収せしめるような税負担軽減措置などは、可能な限り行わないような方向で見直しを行うこととしてはどうかと考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対して御意見等があればお願いします。

小泉政務官、どうぞ。

○小泉国土交通大臣政務官

地域主権の税制改革につきましては、片山大臣が地域主権改革税制の具体策を平成24年度税制改正から実現するため総務大臣主催の研究会を設置すると言っておられますことから、その全体像が示された上でしっかり議論をすべきであると考えております。

また、この地域主権改革税制につきましては、大きな方向性については異論はありませんけれども、あくまでも環境や国際競争力の確保、また少子高齢化対応、国土交通ネットワークの確保などにつきましては引き続き、やはり国が関与することが必要であり、その実現のための地方税の特例は必要であると考えております。また、従来の特例を廃止・縮減の方向で見直す方針であれば、現行の地方税の在り方そのものについても大胆に見直すべきであると考えます。

そして、この資料の中に、今、御説明をいただきましたように、平成23年度税制改正において、国が地方に一方的に減収を強いるという文章があるわけではありますが、これはあくまでも政策目的を達成するために、各地方からも選出されております、全国民の代表である国会が法でやっているわけでありますので、何も一方的に減収を強いてきたものではないと思いますので、この点は指摘をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、地域主権税制改革につきましては、私は拙速に議論することはなく、大きな議論を行っていくべきであると考えております。

以上、申し述べます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

逢坂政務官、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

地域主権改革税制というものは、国の方で政策的な都合があるから、地方に対していろんな税制について口を出すことを一方的にやめろというふうに言っていることではありません。しかしながら、その一方で、やはりこれまでの地方税の現状を見ますと、国の方で決められて、余りに自治体に相談もなく一方的に決まってくるものが多かったのも現実であると思います。

多分、小泉政務官も自治体の議員をやられていたので御理解いただけると思うんですが、地方税条例が専決で4月に行われるというケースがすごく多いんです。これに対して、やはり少しおかしいのではないかなという思いが自治体の現場ではある。そういうところも含めて見直しをすべきではないかという論点でございます。

更にもう一つ言うならば、すべての体系が決まらなければこの部分は実施できないというものではなくて、やれるというふうに判断できたものは具体的に一步でも前進をしていこうではないかという思いも込められているということも付け加えさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

小泉政務官、どうぞ。

○小泉国土交通大臣政務官

確かに政務官がおっしゃるとおりのところもあるんですけども、やはり自民党政権のときに長くそういったやり方がやられたわけでありましてね。今、やはり政治主導でかなり政務三役始め国会議員の力が強くなってきておりますので、やはり地方自治体の方々も今までと同じ考えで、自民党のままということでお考えになられるのはいかなものか。

私はもっと積極的に、地方の知事、市町村長始め、議員も含めて、やはりもっと積極的に国会、政務三役等にしっかりと早い時期から議論をしていけば、必ずしも私は、今言っていたことは自民党政権と民主党政権とで違っていただきますので、その意味では新しいやり方が十分可能であると思っておりますので、一言付け加えておきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、片山大臣、お願いします。

○片山総務大臣

地方議会の実態を見ますと、税についてはほとんど議論しない。さっき逢坂さんが言われましたけれども、税条例を専決処分で済ます。専決処分というものは議会で審

議しないということなんです。そもそも議会とは何だろうかといいますと、これはヨーロッパで出た歴史をひもとくと、税を決める場所なんです。それで、地方自治の場合は負担分任といいまして、どれだけこの自治体で住民のために共通の仕事をするか。それを決めるのが歳出予算で、それを基本的に賄うのは税ですから、それではどうやって税をみんなで分担しましょうか。これを決めるのが自治の根幹なんですけれども、実はそこが空洞化してしまっているんです。

なぜかといいますと、結局、議論する必要性がないからなんです。何ですかといいますと、全部、国が決めてしまった。全部というのは言い過ぎですけども、ほとんど国が決めてしまっているから、自治体の議会で議論することがなくなってしまっている。ですからして、小人閑居して何とかとは言いませんけれども、実は本当にやるべきことをやっていないんです。やはりそこは変えていきませんと、これは税だけの問題ではなくて、実は地方自治、もっと言えば民主主義が空洞化してしまっているんです。もっと自分たちの負担もにらみながら仕事を決めていくという、この歳出と歳入のバランスを取るという生活習慣を自治体はつけなければいけないんです。そのために、それでは今の税制をどう見直すかということなんです。基本はそこなんです。

何か、これで自治体が大増税攻勢をするのだろうかということではありません。自治体もそんな、国ができないのと同じことで、自由にしたからといって増税できるはずがないんです。そうではなくて、もっと幅のある中でトレーニングをしていくという、ここから始めるのも、地方自治法が施行されて60年経ってこういうことを言うのは恥ずかしいんですけれども、私は長年の経験でそういう認識を持っているものですから、是非、地域主権改革というものを「一丁目一番地」にしている、この民主党政権下で一步一步進めていきたい。決して総務省の方で勉強会をしますからといって、全部決めてごり押しということはありません。この間、五十嵐さんが言われましたけれども、これは随時、ここに出して、全体会合で議論しながら方向性を決めていきましょうということですから、御懸念のないようにお願いします。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

この前、片山大臣がこの問題を提起されたときにも少し触れたことでもありますし、それから、小泉さんが先ほどの新築住宅に関する減額措置のところでも言ったことにも関連するんですけれども、結局、地方が自由に判断するというときに、自分のところは減収になるということが交付税措置との関係でどうなるのかということも併せて、位置づけをどうするのかということを決めていかないと、本当の意味での自主的なものなのか、ある程度、財政支援が伴った上での自主的なものなのか、その辺が少し明確にならないような気がしますので、交付税との関係がどうなるのかということも併せて議論をしていただけたらいいのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○片山総務大臣

今の平岡さんの提言は、非常に重要な点なんです。交付税の方も実は整理しなければ、整序しなければいけない面があるんです。ルール化をして、透明化をする。それと並行して税制というものを、地方税制を変えていって、多分、分かりやすく言いますと、税を下げたからといって交付税が上がるなどということをやったら、これは愚かなことです。そういうことにならないように、あとは自己負担で、自己責任でどうするかということが税の世界で決められるような、そういう、片や地方財政の仕組みも整理しなければいけないと思っています。

○五十嵐財務副大臣

今、少し直されているようですので、少し前まで、努力して税収を増やしても逆に損をするということもあったわけです。

○逢坂総務大臣政務官

損まではしないんです。

○片山総務大臣

身入りが少ないんです。身入りはそれほどではないんです。

○逢坂総務大臣政務官

努力した分ほど身入りが少ないんです。

○五十嵐財務副大臣

少し改善をされつつあるとは思いますが、そういうこともありましたので、当然、交付税も含めて大議論になると思います。

そろそろ、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。「地域主権改革と地方税制」については、お示しした方向や本日の議論を踏まえて、やはり、とりまとめ案の作成に取りかかりたいと思います。具体案の調整及び議論が収束していないものについては会長・会長代行が引き取り、企画委員会でも議論の上、全体会合に返し、議論を集約していきたいと思っています。

続きまして、最後になってまいります。民主党税制改正PTからの御提言のうち、これまで十分に審議できていない項目として酒税について、現行制度の事実関係について事務局より説明をお願いいたします。

○新川税制第二課長

それでは、お手元の「資料（酒税）」という資料を御覧ください。

1 ページで、こちらは昨年末におまとめいただきました大綱におけるとりまとめでございます。下の3行にございますように「酒税については、酒類の生産・消費の状

況等に配慮しつつ、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることを検討します」ということでございます。

2 ページで、現在の酒に対する課税の現状でございます。左側を御覧いただきますように、大きく4つの区分に分けまして、それぞれ税率が張ってあるということでございます。

このうち、一番上の発泡性酒類について少し詳しく図式したものが3 ページで「ビール類の酒税額比較 (350ml 缶)」でございます。上に書いてある価格は大手のコンビニ等で小売価格として売られておるもので、そのうち税額が網かけ、グレーの部分でございます。ビール、発泡酒、それからビール風酒類が2つ、その他の醸造酒、リキキュールとございますが、いわゆる新ジャンルのビールと呼ばれているものがこの3 ページの右側2つでございます。

御参考までに、麦芽比率をその下のところに、67%以上、25%未満、0%、50%未満という形でお示ししてございます。

次の4 ページで、これは先ほどの民主党の御提言、酒税に関する部分を抜粋したものでございます。

事務局からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。先ほど中野座長より、酒税について御説明がございました。

それでは、御意見等があればお願いします。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

これは余り私も参加して議論していなかったんですが、党の税調、中野座長の提案にあるように、アルコール度数課税というものに着目して進めていくというのがこれからの方向性であろうと思うんですけども、その際、圧倒的にビール及び発泡酒、リキキュール、ここら辺はビールを中心にした税になっているわけです。

ですが、どうもやはり、麦芽比率のところ、麦芽比率が50%未満でリキキュールがぽこっと入っているのも、ビール風の0%も同じというのは、やはりビールとは何ぞやという議論もあって、いろいろあるのかもしれませんが、どうもこれはやはり、ビールもどきといいますか、ビール租特みたいな感じになってしまっているような感じで、私はやはり、できればこういうところは、麦芽の比率というものはある程度、いろんな会社にとっては戦略があるのかもしれませんが、そこは麦芽比率というものが一つのビールの中における基準として、そこが基準になっていった方がわかりやすいのではないかと考えていますので、この点はやはり、できればそういう方向に変えていっていただきたいと思っております。

もう一つは、この機会に、どこかで提案といいますか、考えてもらいたいと思ったのは、台湾ではジャンクフード課税というものが入っていると聞いています。要する

に、体にとっていいものと悪いもの、グッドとバッドとに分けているんです。そうすると、飲み物とかたばこというものはあっても、食べ物の中でジャンクフードで、これは子どもたちの健康やそういうものに非常に悪い。

ただ、非常に低所得の人たちが結構、ジャンクフードを食べているというのでなかなか悩ましいんですけども、ただ、やはり健康によくないものといいものというものは、基準はなかなか難しいですし、課税対象はどうするのかという仕組み方が難しいんですけども、これは神野先生などがよくおっしゃっているんですが、これから将来的にはこういう問題は非常に大きい税源になっていくというふうにおっしゃっていることもかんがみ、来期辺りは一度、こういった食べ物のジャンクフード課税といったようなことなども少し考えていただければと思っております。

篠原先生、何かいろいろありそうな感じですが。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

今の指摘で少し思い出したことがあるんですけども、たしかニューヨーク州で、これはどうなったか分かりませんが、砂糖に税をかける、かけないでしばらく前に大騒ぎになっていたことを記憶しております。やはり肥満が、大変国民的な問題であるということで、そういうことがあったことを記憶しております。

ジャンクフードは、どこまでがジャンクフードで、どこからが違うかという大変な議論になると思いますけれども、ただ、非常に面白い発想であるとは思いますが。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

党の議論の経過を若干申し上げれば、酒税については、今、峰崎さんがおっしゃったことと多分趣旨は同じであると思いますが、いわゆる致酔性をベースに考えるべきであろう。そうしますとアルコール度数ということになっていくんですが、ビールについては、実はビール会社4社、関係業界からもヒアリングはやったんですけども、ばらばらで、それぞれの企業がつくっているアルコールの種類、シェアが違ったりしますと、また事情が違ってきたりするんです。ですから、別に業界の意見でやるわけではありませんので、それを1回払拭して、この酒税の原点に立って、致酔性イコールアルコール度数によって考えていく。

それで、原料が何であるかということは、それは言うなれば飲む人の嗜好によって選ばれるという考え方でいいのではないかと。ドイツのように、麦芽を何%以上使っていて、従来のビールでなければビールと呼ばせないというぐらいに頑固に、ビールの

プライドといいますか、誇りを持っている国もありますし、お国柄の違いもそれぞれあるので、むしろ日本の場合には割り切って致酔性で判断してもいいのではないかと。こんな感じを党としてはまとめたということです。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

平岡さん、どうぞ。

○平岡総務副大臣

非常に変な問題意識なんですけれども、もともと、これを今日説明された趣旨がよく理解できていないのかもしれないかもしれませんが、最近、0.00%のアルコールとか、何かビールテイストの飲み物がありますね。あれが幾らしているのか、私もよく知りませんが、たとえばまたビールに課税を強化しようというような話であるとしますと、焼酎のノンアルコールビール割りみたいな、そういうような風土みたいなものが出てくるとか、いろいろなことが起こるんだろうというふうにも思うんですよ。ですから、そういう意味において、アルコール、酒類の課税の原則は何なのかという、今、中野先生が言われたようなこともやはりしっかりと柱に据えておかないといけないのではないかと思います。

ところで、0.00%は何ぼぐらいするんですか。

○五十嵐財務副大臣

それはかからないと思います。

○平岡総務副大臣

酒税はかかっていないけれども、値段は結構高いですね。

○五十嵐財務副大臣

それでは、そろそろよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。いろいろと御意見をいただきましたけれども、酒税につきましては検討課題と位置づけていきたいと思っています。ありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。御協力をいただきまして、ぴったりに予定どおり終わることができました。ありがとうございました。

次回は12月8日でございます。引き続き、主要事項のとりまとめに向けた審議を行います。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

なお、記者会見はこの後、18時30分から予定している雇用促進税制等PTの終了後に財務省本庁舎3階の記者会見室で併せて行いますので、よろしく願いいたします。

本日は散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。